

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三〇―九五

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（夜間特殊業務手当） 第二十三条の二 夜間特殊業務手当は、次の各号</p>	<p>（夜間特殊業務手当） 第二十三条の二 夜間特殊業務手当は、次の各号</p>

に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一～四 (略)

五 入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員 出入国の審査又は警備等の業務

六～十二 (略)

十三 厚生労働省に所属する職員のうち人事院の定める職員 介護の業務その他の業務で人事院の定めるもの

十四 (略)

2 前項の手当の額は、その勤務一回につき、次

に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務で当該各号に定めるものに従事したときに支給する。

一～四 (略)

五 法務省入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員 出入国の審査又は警備等の業務

六～十二 (略)

(新設)

十三 (略)

2 前項の手当の額は、その勤務一回につき、次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第十二号まで及び第十四号の業務 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額

イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千円

ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあっては、四百十円）

二 前項第十三号の業務 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千円

二 その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（深夜における勤務時間

イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千六百元

ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 千六十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、六百元）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二 刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一・二 （略）

三 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者収容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の

が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）

（刑務作業監督等手当）

第二十八条の二 刑務作業監督等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一・二 （略）

三 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、入国者収容所又は地方入国管理局に所属する職員のうち公安職俸給表の適用を

適用を受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事院が定める特別な事情の下で被收容者の戒護又は施設の警備の業務に従事したとき。

2
（略）

（犯則取締等手当）

第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 （略）

二 入国者收容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に違反した

受ける職員（人事院の定める職員を除く。）が正規の勤務時間以外の時間において勤務の時間帯その他に関し人事院が定める特別な事情の下で被收容者の戒護又は施設の警備の業務に従事したとき。

2
（略）

（犯則取締等手当）

第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 （略）

二 入国者收容所又は地方入国管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に違反した疑いの

疑いのある外国人について、違反調査の取調べ又は收容のため、住居等に立入つて身柄を確保する業務で人事院の定めるものに従事したとき。

二の二 入国者收容所又は地方出入国在留管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法第五十二条の規定に基づく退去強制令書の執行の業務のうち退去強制令書の発付を受けた者を送還先に護送する業務に従事したとき。

三〇十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

ある外国人について、違反調査の取調べ又は收容のため、住居等に立入つて身柄を確保する業務で人事院の定めるものに従事したとき。

二の二 入国者收容所又は地方入国管理局に所属する職員が出入国管理及び難民認定法第五十二条の規定に基づく退去強制令書の執行の業務のうち退去強制令書の発付を受けた者を送還先に護送する業務に従事したとき。

三〇十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

第三十一条 小笠原業務手当は、平成三十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島（嬬婦岩の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属する職員が、当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事したときに支給する。

2・3 (略)

第三十一条 小笠原業務手当は、平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島（嬬婦岩の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）に置かれる官署に所属する職員が、当該官署の所掌する業務（小笠原諸島以外の地域における業務を除く。）に従事したときに支給する。

2・3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。